

【オプション取引にかかる確認書】

□ 私は下記の内容を熟読し、私の判断と責任において契約を締結することをここに確認します。

1. 私（または当社）は、本取引に関し、その対象となる金融指標等を含む基本的なスキームについて、貴社から十分な説明を受け、理解しました。（重要事項説明書 附則「ノックアウト・オプション取引についての商品説明」、および附則「バニラ・オプション取引についての商品説明」の項参照）
2. 私（または当社）は、本取引に関し、特に次に掲げる事項について、貴社から十分な説明を受け、理解しました。
 - ① 本取引に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額（重要事項説明書 附則「ノックアウト・オプション取引についての商品説明」 11. 最大損失額の項、および附則「バニラ・オプション取引についての商品説明」 8. 最大損失額と維持証拠金額についての項参照）
 - ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること（重要事項説明書 附則「ノックアウト・オプション取引についての商品説明」 16. その他留意点の項、および附則「バニラ・オプション取引についての商品説明」 10. その他留意点の項参照）
 - ③ 本取引が原則として中途解約できないこと（重要事項説明書において、お客様が注文執行後に当該注文にかかる契約を解除すること（クーリングオフ）ができないことを記載しております。ただし、執行された取引を決済することは「解約」に該当しません。取引時間内であれば、いつでも決済注文を出すことができます。）
3. 本取引により想定される損失額を踏まえ、私（または当社）が許容できる損失額及び私の資産の状況への影響、法人の場合は当社の経営又は財務状況への影響に照らして、私（または当社）が取引できる契約内容であることを確認しました。
4. （法人のお客様のみご確認ください）当社がヘッジ目的で本取引を利用する場合は、次に掲げる事項についての確認を当社にて行いました。
 - ① 本取引は、事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として、取引終了まで機能すること
 - ② また、ヘッジ目的の本取引を行うことで今後の経営を見通すことがかえって困難になるものではないこと

【バイナリーオプション取引にかかる確認書】

□ 私は下記の内容を熟読し、私の判断と責任において契約を締結することをここに確認します。

1. 私は、本取引に関し、その対象となる金融指標等を含む基本的なスキームについて、十分な説明を受け、理解しました。（重要事項説明書 附則「バイナリーオプション取引についての商品説明」の項参照）
2. 私は、本取引に関し、特に次に掲げる事項について、十分な説明を受け、理解しました。
 - ① 本取引が期日のある取引であること（重要事項説明書 附則「バイナリーオプション取引についての商品説明」 8. 取引時間の項参照）
 - ② 取引期間中のオプション価格は変動すること（重要事項説明書 附則「バイナリーオプション取引についての商品説明 2. 価格変動についての項参照）
 - ③ 購入したバイナリーオプションについて、判定時刻において、予測が外れた場合には、投資元本がゼロになること（重要事項説明書 附則「バイナリーオプション取引についての商品説明」 4. バイナリーオプション取引の期限到来による清算の項参照）
 - ④ 購入したバイナリーオプションについて、判定時刻前に売却した場合には、売却金額が購入金額を下回り、損失が生じるおそれがあること（重要事項説明書 附則「バイナリーオプション取引についての商品説明」 5. バイナリーオプション取引の反対売買による決済の項参照）
 - ⑤ 売付したバイナリーオプションについて、判定時刻において、予測が外れた場合には、ペイアウト額を支払うこと、および支払うペイアウト額が受け取るオプション料以上の額となること（当社のバイナリーオプションは売付時に最大損失額（ペイアウト額-オプション料）を維持証拠金として預託し、判定時刻において、予測が外れた場合には、当該維持証拠金額が損失となること）（重要事項説明書 附則「バイナリーオプション取引についての商品説明」 4. バイナリーオプション取引の期限到来による清算の項参照）
 - ⑥ 売付したバイナリーオプションについて、判定時刻前に買戻した場合には、買戻し額が売付時に受け取るオプション料を上回り、損失が生じるおそれがあること（当社のバイナリーオプションは売付時に最大損失額（ペイアウト額-オプション料）を維持証拠金として預託し、判定時刻前に買戻した場合には、当該維持証拠金額を上限として損失となること）（重要事項説明書 附則「バイナリーオプション取引についての商品説明」 5. バイナリーオプション取引の反対売買による決済の項参照）
 - ⑦ バイナリーオプション取引について、貴社と取引する顧客全体が貴社に支払う金額と顧客全体が貴社から受け取る金額の差額が貴社の収益の源泉となっていること（重要事項説明書 附則「バイナリーオプション取引につ

いての商品説明」序文参照)

⑧ バイナリーオプション取引について、合理的な投資判断をもって行うためには、オプション取引の理論的根拠などに関する専門知識が必要であること（重要事項説明書 附則「バイナリーオプション取引についての商品説明」序文参照)

⑨ 取引金額が少額であっても、多数回の取引を繰り返し行うことにより、多額の損失を被るおそれがあること（重要事項説明書 附則「バイナリーオプション取引についての商品説明」序文参照)

⑩ 原資産市場の祝日やマーケットの状況、システム障害等によって、取引開始の遅延や取引時間終了時間の短縮、または取引停止などが発生する場合があること（重要事項説明書 附則「バイナリーオプション取引についての商品説明」16. 取引停止事由の項参照)

3. 本取引により想定される損失額（中途売却を含む。）を踏まえ、私が許容できる損失額及び私の資産の状況への影響に照らして、私が取引できる契約内容であることを確認しました。